

議案第 27 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 47 年上越市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100 分の 170」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 170、12 月に支給する場合においては 100 分の 175」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 170、12 月に支給する場合においては 100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。